

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

## 大和市規則第9号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴う関係規則の整備に関する規則

(大和市歴史資料専門委員設置規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 大和市歴史資料専門委員設置規則（平成19年大和市規則第22号）
- (2) 大和市市税等徴収嘱託員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第36号）
- (3) 大和市市営住宅管理人規則（平成6年大和市規則第18号）
- (4) 大和市交通安全巡視員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第37号）
- (5) 大和市交通指導員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第38号）
- (6) 大和市交通安全教育専門員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第39号）
- (7) 大和市安全安心指導員の設置に関する規則（平成24年大和市規則第18号）
- (8) 大和市市民相談員設置規則（平成20年大和市規則第30号）
- (9) 大和市消費生活相談員設置規則（平成20年大和市規則第1号）
- (10) 大和市市民生活安全相談員設置規則（平成21年大和市規則第40号）
- (11) 大和市母子・父子自立支援員設置規則（平成23年大和市規則第1号）
- (12) 大和市家庭相談員設置規則（平成20年大和市規則第74号）
- (13) 大和市機能訓練嘱託員の設置に関する規則（平成20年大和市規則第37号）
- (14) 大和市心理発達嘱託員の設置に関する規則（平成29年大和市規則第23号）
- (15) 大和市手話通訳嘱託員及び筆記通訳嘱託員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第49号）
- (16) 大和市生活保護就労支援員設置規則（平成21年大和市規則第54号）
- (17) 大和市生活保護特別相談員設置規則（平成23年大和市規則第3号）
- (18) 大和市婦人相談員設置規則（平成27年大和市規則第25号）
- (19) 大和市生活保護医療扶助指導員設置規則（平成25年大和市規則第33号）
- (20) 大和市中国残留邦人等の支援相談員設置規則（平成20年大和市規則第45号）

- (21) 大和市国民健康保険レセプト点検嘱託員設置規則（平成20年大和市規則第47号）
- (22) 大和市国民年金相談員設置規則（平成20年大和市規則第48号）
- (23) 大和市要介護認定調査専門嘱託員等の設置に関する規則（平成20年大和市規則第103号）
- (24) 大和市介護サービス相談員設置規則（平成20年大和市規則第50号）
- (25) 大和市予防接種嘱託医設置規則（平成20年大和市規則第52号）
- (26) 大和市路上喫煙防止対策非常勤嘱託員の設置に関する規則（平成20年大和市規則第89号）
- (27) 大和市商工指導専門員の設置に関する規則（平成21年大和市規則第6号）
- (28) 大和市農業生産嘱託員設置規則（平成20年大和市規則第54号）
- (29) 大和市建築紛争相談員設置規則（平成20年大和市規則第61号）
- (30) 大和市社会体育振興委員設置規則（平成25年大和市規則第52号）

（大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則の一部改正）

第2条 大和市放課後児童クラブ事業条例施行規則（平成21年大和市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「設置」を「配置」に改め、同条第1項中「置く」を「配置することとし、当該職務を担う者として任用する会計年度任用職員をもってこれに充てる」に改め、同条第2項中「平成26年大和市規則第62号」の次に「。次項において「基準規則」という。」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「単位」の次に「（基準規則第7条第4項に規定する支援の単位をいう。）」を加え、同項を同条第3項とし、同条第5項及び第6項を削る。

（大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例施行規則（平成5年大和市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

第3条及び第4条 削除

（大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 大和市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例施行規則（昭和36年大和市規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「非常勤職員の職名」を「条例第2条第2項の規定により報酬を受ける職員の職」に改め、同条中「第2条第3項に規定する規則で定める非常勤の職員及びその者の受ける」を「第2条第2項の規定により報酬を受ける職員の職及び」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第2条関係）

番号	職名		報酬の額		
			年額	円	
1	民生嘱託員	会長	年額	64,000	
		地区会長	年額	57,000	
		地区副会長	年額	53,000	
		委員	年額	43,500	
2	栄養活動アドバイザー		日額	14,000	
3	嘱託医	乳幼児健康診査嘱託医	1回につき	勤務時間が2時間を超えると き 34,000	
				勤務時間が2時間以下のと き 27,500	
		乳幼児歯科健康診査嘱 託医	1回につき	27,500	
		保育所嘱託医	1回につき	62,000	
		療育相談嘱託医	日額	55,000	
		心身障害児（者）健康 診査歯科嘱託医	1回につき	47,500	
		特別障害者手当等審査 嘱託医	1回につき	15,500	
		生活保護嘱託医	月額	86,000	
		生活保護精神科嘱託医	月額	30,000	
		生活保護歯科嘱託医	月額	30,000	
		学校嘱託医	年額として、次に掲げる額の合計額とする。 基本給 1校校医1人につき 176,000円 人数給 対象児童生徒（毎年5月1日現在） 1人につき 140円 ただし、1校に2人以上の校医を配置して いる場合には、対象児童生徒の数を当該校医 数で除して得た数に140円を乗じて得た額		

		学校薬剤師	年額	1校につき 140,000
4	児童生徒心臓	専門委員	1回につき	43,500
	病検診委員	委員	1回につき	29,000
5	児童生徒腎臓	腎臓病専門委員	1回につき	43,500
	病・糖尿病判	糖尿病専門委員	1回につき	43,500
	定委員	委員	日額	29,000
6	大和市立小中学校結核対策委員		1回につき	23,000
7	英語教育スーパーバイザー		月額	259,000
8	学校図書館スーパーバイザー		月額	214,000
9	教育研究所指導担当員		月額	24,000
10	文化財保護指導委員		年額	36,500
11	学び推進専門員		月額	285,000
12	スポーツ推進委員		年額	36,500
13	住民投票投票 管理者	投票所	1住民投票に つき	30,000
		期日前投票所	日額	15,000円を超えない範 囲内で任命権者が定める額
14	住民投票開票管理者		1住民投票に つき	30,000
15	住民投票投票 立会人	投票所	1住民投票に つき	13,500
		期日前投票所	日額	12,000円を超えない範 囲内で任命権者が定める額
16	住民投票開票立会人		1住民投票に つき	13,500

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の公布の日において現に第1条の規定による廃止前又は第3条の規定による改正前のそれぞれの規則（以下この項において「旧各規則」と総称する。）に規定する非常勤特別職の職員である者の任期は、旧各規則の規定にかかわらず、令和2年3月31日までとする。任期の定めがない者も、同様とする。

### (大和市スポーツ推進委員に関する規則の一部改正)

- 3 大和市スポーツ推進委員に関する規則（平成25年大和市規則第51号）の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とする。

第3条中「57人」の次に「以内」を加える。